

2015年 5月 26日

【明石市公営企業管理者への要求書】

自治労明石市水道労働組合

2015年人員の確保に関する要求書

地方自治の発展のため日夜ご奮闘されていることに敬意を表します。

この間、行政改革推進法に基づく「集中改革プラン」の推進により、地方自治体職員は大幅な人員削減が強行されてきました。しかし、大幅な公務員人件費の削減のために必要な人材を確保できず業務に支障が生じたりするなど、公共サービスの低下に直結する問題が生じてきています。公的責任放棄というしかない自治体業務の外部委託化では、偽装請負や低賃金不安定雇用労働者の増加などの問題をまねき、住民の安心・安全そして公共サービスの安定が脅かされています。

一方、2015年度地方財政計画では、社会保障関係経費の増や制度拡充に加え、新たに「まち・ひと・しごと創生事業」枠が計上され、少子高齢化対策や地域経済対策などの充実が求められています。

また、東日本大震災の復興にあたって、被災地でのマンパワーが圧倒的に不足していますが、応援職員を派遣するにも自治体も人員不足でままならない状況にあります。被災地での過酷な労働環境により職員の過労死や自死が発生しており、適切な人員配置やメンタル対策も必要となっています。

特に、職員採用にあたっていくつかの自治体において、技術職を中心に採用予定数に満たない状況が生じるなど、これまでの採用抑制施策による弊害が表れてきています。

こうした人員不足を解消するため、多くの自治体で臨時・非常勤職員が増えており、総務省調査でも職員の3割を占める状況になっています。しかしながら、その雇用や待遇は不安定であり、恒常的な勤務実態に合わせた公平・公正な均等待遇をおこない、安全・安心の公共サービス提供に報いる「雇用の安定と労働条件の改善」を図ることが必要となっています。

については、住民に一番近い地方自治体の役割を重視し、育児、教育、医療など、公共サービスの維持・向上のため、職員が健康で希望と誇りをもち働き続けられる職場を維持し、必要な人員を確保することを強く求めます。

播磨ブロック共闘会議として、先の「2015春闘要求書」で重点要求として提出していますが、来年度人員採用計画期に際し、再度「人員確保」にしづつ統一要求を提出しますので、 6月 3日（水）までに文書による回答を要求します。

記

1. 欠員及び定年退職者の正規職員による完全補充をおこない、少なくとも条例上の定数を充足すること。採用予定数に満たない職種については、年度途中採用を行うなど、早急に対処すること。
2. 「行政改革」による人員削減を行わず、公共事業の増大、事務事業の増加・住民ニーズの多様化に対応できる適正な人員配置を行い、慢性的な時間外労働やサービス残業を解消すること。
3. 自治体の公的責任を果たすために、「効率化」のみを目的とした福祉、医療、学校、環境職場での偽装請負など法違反に抵触する民間委託や指定管理者制度・地方独立行政法人制度の導入を行わず、必要な人員を正規職員で確保し、住民サービスの質の向上をはかること。
4. 恒常的職務に従事する臨時、非常勤等職員については、パートタイム労働法や労働契約法の趣旨を踏まえ、正規職員への転換措置をはかること。
正規職員化にいたる間、パートタイム労働法の改正時の「公務の臨時・非常勤職員等職員についても、本法の趣旨を踏まえた対応が必要である旨の附帯決議」や「2014年総務省通知」を踏まえ、正規職員と均等待遇を図ること。また、雇用更新年限が設けられている場合、その廃止と雇用継続をおこなうこと。
5. 正規職員と置き換えるために安易に任期付職員を配置しないこと。採用にあたっては、労使協議・合意に基づき行うこと。
6. 自治体業務に従事する公共サービス民間労働者の雇用の安定と賃金労働条件改善など公正労働確立に向け、公契約条例を制定すること。
7. 雇用と年金の接続にあたっては、再任用制度を活用し、希望者全員の雇用を確保すること。また、公的年金支給開始年齢が62歳に引き上げる2016年度には、定年延長を実現することとし、具体的な制度設計について労使協議を行うこと。
8. 「行政改革」による人員削減のもと、業務の研修や事務の習得を理由とする国、県など他団体への出向・派遣を行わないこと。また、国や県からの「天下り」人事も行わないこと。特に国への退職派遣については、明確なルールもなく職員に不利益が生じることなどから実施しないこと。実施せざるを得ない場合は不利益とならないよう労使協議の上、派遣協定を締結すること。
9. 東日本大震災に伴う復興支援のための長期派遣や、災害発生時の職員派遣については、本人同意を前提とし、職場に代替職員を配置すること。派遣にあたっては、旅費などの賃金労働条件を整備することや、派遣先でのメンタル対策を行うこと。
10. 地方公務員法改正に伴う「等級別基準職務表の条例化、級別・役職段階ごとの職員数の公表」については、労働組合と十分な協議に基づき行うこと。また、現業職員・公営企業職員については、等級別基準職務表の条例化・公表が義務付けられていないことから、条例化・公表を行わないこと。
11. なお、当組合の独自要求については、別添のとおりです。

2015 単組独自要求

1. 退職者については、正規職員もしくは再任用職員で補充をすること。
ただし、職場の状況に応じては、フルタイムの職員を配置すること。
2. 各課・係ごとに業務量に応じた人員を配置すること。必要な場合は、増員をすること。
3. 技能員の新規採用をすること。

